

令和 3 年 2 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定

株式会社確認サービス

確認検査業務手数料規則

(趣旨)

第 1 条 この確認検査業務手数料規則は、株式会社確認サービス（以下「サービス」という。）が別に定めた確認検査業務規程及び確認検査業務約款に基づき、確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認検査業務に係る手数料)

第 2 条 確認検査業務に係る手数料は、別に定める確認検査業務申請手数料表に掲げる額とする。

(地域割増手数料)

第 3 条 現場検査のため確認検査員等が出張する場合は、別に定める区分に該当する地域の地域割増手数料を確認検査業務に係る手数料に加算する。

(手数料の減額)

第 4 条 確認検査業務に係る手数料は、次に掲げる各号に該当する場合に減額することができる。なお、減額にあたっては、複数の号を適用することができる。

- (1) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の申請が見込めるとサービスが判断したとき。 減額率限度 20%
- (2) 年間 100 件以上の申請が見込めると、サービスが判断したとき。 減額率限度 50%
- (3) 過去より数年来にわたり継続してサービスに申請し、今後も継続して年間 30 件以上の申請が見込めるとサービスが判断したとき。 減額率限度 40%
- (4) あらかじめサービスと協議することで図面や計算書など記載方法の合理化を図り、審査及び検査が効率的に実施できるとサービスが判断したとき。 減額率限度 50%
- (5) 取り下げ再申請その他の場合で業務の出来高により、サービスが特に必要と判断したとき。 減額率限度 100%

2. 前項第 1 号から第 4 号までの減額は、サービスと別途契約をしたときに限る。

(定めのない事項の取扱い)

第 5 条 本規則に定めのない手数料については、別途協議し定める事ができる。